

一 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）</p> <p>第三条 法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第六十九条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第六項第六号に規定する特定共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。</p> <p>五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）</p> <p>第三条 法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第六十九条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第六項第五号に規定する特定火災共済事業等又は同項第六号に規定する特定共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。</p> <p>五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

二 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百九十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五五号）第三百十一条第一項（農業協同組合法第九十二条の九第一項、水産業協同組合法第二百一十一條の九第一項、中小企業等協同組合法第九條の七の五第一項及び第六十九條の四並びに保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第三十三條の三において準用する場合</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百九十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五五号）第三百十一条第一項（農業協同組合法第九十二条の九第一項、水産業協同組合法第二百一十一條の九第一項、中小企業等協同組合法第九條の七の五第一項並びに第六十九條の四第一項及び第二項並びに保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第三十三條の三に</p>

を含む。)

四〇三十五 (略)

において準用する場合を含む。)

四〇三十五 (略)

三 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

改正案	現行
<p>（調査室等及び企画官等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 保険企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 船主相互保険組合に関する制度の企画及び立案に関する事 二 船主相互保険組合に関する制度の企画及び立案に関する事 二 船主相互保険組合並びに火災共済協同組合及び中小企業等協同 組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三 号の事業を行う協同組合連合会に関する制度の企画及び立案に関 すること。</p> <p>三（略）</p> <p>7～10（略）</p> <p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督 に関する事務をつかさどる。</p> <p>一 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用 協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十</p>	<p>（調査室等及び企画官等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 保険企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 船主相互保険組合並びに火災共済協同組合及び中小企業等協同 組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三 号の事業を行う協同組合連合会に関する制度の企画及び立案に関 すること。</p> <p>三（略）</p> <p>7～10（略）</p> <p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督 に関する事務をつかさどる。</p> <p>一 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用 協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事</p>

<p>一 号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会</p> <p>二 五 (略)</p> <p>7 15 (略)</p> <p>(損害保険・少額短期保険監督室及び統括モニタリング管理官等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 損害保険・少額短期保険監督室は、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ 八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人(保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百二十八条各号に掲げる保険契約及び少額短期保険業者が保険者となる保険契約に係る保険募集に限る。)</p> <p>ホ 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二十条の五第二項に規定する指定紛争処理機関</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 保険計理官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>一 次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>業を行う協同組合連合会</p> <p>二 五 (略)</p> <p>7 15 (略)</p> <p>(損害保険・少額短期保険監督室及び統括モニタリング管理官等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 損害保険・少額短期保険監督室は、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ 八 (略)</p> <p>二 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会</p> <p>ホ 損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人(保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百二十八条各号に掲げる保険契約及び少額短期保険業者が保険者となる保険契約に係る保険募集に限る。)</p> <p>ヘ 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二十条の五第二項に規定する指定紛争処理機関</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 保険計理官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>一 次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>
---	---

(削る)

二 (略)

6・7 (略)

ハ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一

項第三号の事業を行う協同組合連合会

二 (略)

6・7 (略)